

清瀬市まちづくり基本条例に基づく提言について

当委員会では、清瀬市まちづくり基本条例に基づく市民提案について審議してまいりましたが、実施に向けて取組むべきものと判断いたしましたので、別紙のとおり提言いたします。

(緊急時連絡手帳、連絡カードの実施)

平成24年6月8日

清瀬市長 渋谷 金太郎 殿

清瀬市まちづくり委員会
委員長 長 縄 宜 幸

提 言 書

I 提言の主旨

清瀬市まちづくり委員会は、清瀬市まちづくり基本条例第9条第2項に基づき「緊急時連絡手帳、連絡カードの実施」について、市長に提言いたします。

II 提言の理由

1 市民からの提案

市民から下記の提案がありました。

(1) 提案の題名

「緊急時連絡手帳、連絡カードの実施」

(2) 提案の要旨

隣の市、東村山市には「東村山あんしんネットワーク」というものがあります。

これは、「障害のある人が地域で安心して暮らせるために」を活動テーマに、障害者と地域の人々がお互いを理解しながら、安心して地域生活を送ることが出来るための仕組みの検討、構築に取り組んでいる組織で、メンバーは、障害のある方・地域の方・保護者・市内の福祉関係者・市役所・社会福祉協議会の職員等です。

その中で実施されている緊急時連絡手帳（ヘルプ手帳）と緊急時連絡カード（ヘルプカード）を清瀬市でも実施できないかと思い提案させていただきました。

ヘルプ手帳、ヘルプカードとは、自らの身体状況や、障害、既往症、飲んでいる薬の種類、緊急連絡先などを記載し、身につけるもので、街中などで発作が起こった場合や、地震などの日常と異なる状況になり、どうしたらいいかわからない時に、周りの人に支援を求める、又は周りの人が支援をしやすいようにするものです。

要支援者＝障害者とは限らず、実際東村山市では、障害者の他に高齢者や一般の人も利用しているそうです。

高齢者や疾病のある人の中には突発的な発作の時などに支援が必要な場合もあります。

さらに、知的障害者や認知症の人の中には、支援などが必要なのに、自ら支援を求めることが出来ない場合もあります。

同じ障害を持っていても、安心できる事や苦手なことは、その人によって異なります。

外見からは障害があるように見えない人を周りの人が理解することも出来、また、支援対応の個別性も高められることになると思います。一人暮らしの高齢者が緊急な事態に陥った時、地域の人々で初期対応する場合にも有効だと思えます。

何よりも、震災等の緊急時において、早急に確認が必要な情報を得るためにも利用できるリスクコミュニケーションツールとして、大きな役割を果たせると考えられます。

是非、ご検討いただき、清瀬市でも実施して下さい。

2 まちづくり委員会での検討

まちづくり委員会において、“緊急時連絡手帳、連絡カードの実施”提案に対し、関係部署へのヒヤリングやアンケートを実施しました。以下にその内容と結果の概略を記載いたします。

(1) 提案にあるように「東村山あんしんネットワーク」を運営する東村山市社会福祉協議会へのヒヤリングと使用しているヘルプカードとヘルプ手帳の借用。

ヒヤリング結果

- ① 障害者中心に希望者へ配布している。
- ② 配布にあたり、警察及び消防署にカードについて説明を行った。市民に対しては、市報に告知したくらいで、周知徹底していない。
- ③ ヘルプカードやヘルプ手帳が実際に活用されたかの事実はまだ、モニタリングできていない。
- ④ 助ける側の市民がカードの存在を知らないという課題がある。

その他

- ① 障害関係者には、カードや手帳の存在が周知されていたが、介護関係者にはカードの存在を知らない人がいた。

(2) 都内で東村山市とともに同様のカードを発行している荒川区役所へのヒヤリング。

- ① 周知に関しては、東村山市と同程度。
- ② 東村山市と同様に障害者を中心に配布。
- ③ カードが役にたった実例があった。

(3) 各委員を通じ市民へのアンケートを行った。アンケート総数は185通を回収した。

アンケート結果（一部）

- ① カードや手帳の作成に対し賛成が85.4%あった。
- ② 配布対象者については、（賛成者の複数回答）

市民全体	44.9%
障害者	42.4%
高齢者	41.8%
認知症の人	40.5%
疾患をかかえている人	31.0%
健康に不安のある人	27.2%

(4) 清瀬市社会福祉協議会へのヒヤリング

- ① カードや手帳の作成に関しては協議会で対応可能である。

3 まちづくり委員会の提言

以上の点を参考にまちづくり委員会で検討を行った結果以下のような提言をいたします。

- ① 手帳やカードの作成は委員全員が必要であるとの結論に達しました。
- ② 東村山市での問題にあるとおり、市民への周知が徹底していないため、せっかくのこのカードや手帳が生かされていないと思われるので周知の徹底を図る意味でも配布対象を市民全体とする。
- ③ ただし、個人情報の保護という問題もあるので希望者のみとします。
- ④ 記載事項にあたっては、個人で責任を持って記入してもらい、市への内容の登録はしないものとします。
- ⑤ 手帳やカードの内容に関しては、東村山市や荒川区を参考にして清瀬市の実情にあったものを作成していただきたい。
- ⑥ 内容の詳細や運用方法にあたっては、各対象者の代表者からなるワーキンググループを立ち上げ、そこで検討していただきたい。
- ⑦ 配布にあたり、全市民がカードの存在をわかるように周知徹底すること。

以上